

## はしがき

21世紀に入り、法科大学院の創設、裁判員制度の開始等、一連の司法制度改革によって、法の世界は大きく変わりつつある。それらの影響を受けて、法学教育もまた、さまざまに変容しなければならない状況にある。けれども、今日の法学教育の現場では、そのことがどれだけ強く認識されているのだろうか。

新司法試験1つを取ってみても、民事系、刑事系、公法系という形で、以前の科目単位の出題であった旧司法試験よりも範囲の広い、より科目横断的な出題をするようになった。そして、各試験問題も、以前よりずっと長文の問題が出されるようになった。なぜそう変えられたのか。それは、以前の試験よりも、より現実の紛争に近い状況の出題をして、それらに対する受験者の実際の紛争解決能力を試す試験にした、と考えれば理解しやすい。そして、裁判員制度にしても、市民が世の中の紛争解決に直接かかわるという形で、司法に市民が参加することが求められる時代になったと思えばわかりやすい。

では、そのような時代の法学教育は、どうあるべきなのか。答えの1つは、おのずから出てくる。法学教育も、より現実の紛争解決に近づくことのできる、リアリティのあるものにならなければならない、ということである。

そのためには、いうまでもなく、「現実の紛争解決をよりリアリティのある形で学ぶ」ための教材が必要になるはずである。

つまり、当然のことながら、これからの法学教育では、実際の紛争とその解決策を示す「判例」の学習が、これまで以上にさらに重要になるといえる（しかもその判例学習は、先例を覚えるためのものではなく、これから遭遇する紛争事例に対処できるための応用力を養うものでなければならない）。しかるに、現在のわが国の法学教材の中には、いわゆる「判例解説書」はいくつも存在しても、その判例をどう探してどう学習すべきなのか、そしてその機能や意義をどう位置付けるのか、あるいは、それらの判例を素材にしてどこまでの学習ができるのか、などということにトータルな形で向き合った「判例学習書」は、まず皆無といってよい状態であった。

はしがき

したがって、そういう学習書を作って「紛争解決のためのリアリティのある法学教育」を実現することが、法学部や法科大学院における教育の喫緊の課題となるはずであり、またそのような学習書は、一般市民にとっても大変有益な書物となるはずである。

我々が本書の出版を企図したのは、まさにそういう理由からであった。類書のない試みであったこともあり、メンバーは数回の編集会議でアイデアを出し合い、各自の担当部分の執筆に工夫を凝らした。また、複数の章で共通の判例を素材として使用し、その判例のオリジナルを別冊の付録とするという配慮も加えている。結局当初の計画よりは大分遅れてしまったが、ここによく本書を世に送ることになった。

できあがった本書は、ちょうど各法科大学院において充実が求められている「リーガルリサーチ」「法情報処理」等の科目のテキストとしても非常に適性の高いものになったと考えている。もちろん、法学部においてその種の科目が開講されている場合には、そこでのテキストとして使用しても決して難しすぎるということはないと思われる（まさにAからZまでのレベルの中で内容を取捨選択して使用していただければよい）。

本書が読者に、さらには法学部・法科大学院等で法律学を教授する方々に、どのように迎えられるか、また本書の中のさまざまな試みがどう評価されるか、著者一同としては、期待と不安が相半ばしている。しかし、21世紀の法学教育に必要な種類の教材を世に問うことができたという思いは、全員が共通して感じているところである。

本書の成るにあたっては、有斐閣書籍編集第一部の藤本依子さんとは南々子さんに大変にお世話になった。粘り強く今日の日を待ってくださったお二人に、著者を代表して、心からの御礼を申し上げる次第である。

平成 22 年 8 月

池田真朗

## 目 次

---

### 序 説 本書の学習の手引き 1

---

- 1 はじめに ..... 2
- 2 判例学習の真の ABC とは ..... 2
- 3 判例学習の展開 ..... 4
- 4 本書の読み進め方 ..... 5

---

### 第 I 章 判例を読む 7

---

- 1 判決文のかたち ..... 15
- 2 原判決、原々判決の内容について ..... 30
  - (1) 第一審判決の読み方 30
  - (2) 第一審判決の結論 36
  - (3) 第二審判決の読み方 39
- 3 判決の分析について ..... 41
  - (1) 事実関係の整理 42
  - (2) 裁判所の判断の変遷 42
  - (3) 当事者の主張内容の変遷 43
  - (4) 各審級での法解釈の揺らぎ 44
  - (5) どの部分が判例か 44
  - (6) 本判決の「位置付け」について 46
- 4 発展的な学習について ..... 47

---

### 第 II 章 判例の機能と学び方 民法・「判例格付け」のすすめ 49

---

- 1 民法判例学習基礎編 ..... 50

目 次

(1) 民法の条文が定める原則を精緻化する、あるいは例外を作る「判例法理」 51

(2) 民法の条文の「解釈」ないし「具体的適用」を裁判所が変更する「判例法理」 58

(3) 民法の定める規定をそのまま使って「判例」となる場合 60

2 民法判例学習上級編 .....65

(1) 判例の機能とその具体例 65

(2) 判例の法発見機能 66

(3) 判例の法創造機能 70

第III章 判例の機能と学び方 刑法

75

1 罪刑法定主義の下での判例の意義 .....76

(1) 判例を知らなければ始まらない 76

(2) なぜ「判例」か 77

2 判例を読む .....78

(1) 判例における共同正犯の理解 78

(2) 共謀共同正犯論の展開 79

(3) 学説による判例解釈 81

(4) ようやくスワット事件へ 84

(5) 共謀共同正犯は「判例法」か 86

3 判例理論の学び方 .....87

4 判例と学説 .....90

(1) 判例における本音とタテマエ 90

(2) 名宛人は誰か 92

(3) 基本書の説明の仕方 94

5 裁判所の役割を考える .....97

(1) 東海大学安楽死事件 97

(2) 川崎協同病院事件第一審判決 100

(3) 川崎協同病院事件控訴審判決 102

(4) 川崎協同病院事件最高裁決定 104

6 おわりに .....107

- (1) 「判決文本体を読んだことがない」では話にならない 108
- (2) 学習用判例集の活用 108
- (3) 新しい判例も忘れずに 109
- (4) 第一審、控訴審判決を積極的に読もう 110

## 第IV章 判例の機能と学び方 憲法

111

- 1 はじめに ..... 112
- 2 憲法判例の機能 ..... 113
  - (1) 憲法判断の特殊性 113
  - (2) 憲法判例の特殊な機能(1) 116
  - (3) 憲法判例の特殊な機能(2) 118
- 3 「憲法判例を読む」作業 ..... 120
  - (1) 「二重の基準」からみた憲法判例 120
  - (2) 目的・手段審査 122
  - (3) 人権の保護範囲と制約 130
- 4 進んだ憲法判例の学習のために ..... 135
  - (1) 訴訟手続に注意する 135
  - (2) 事案と判旨を関係付けて理解する 137
  - (3) 判例の全体像を考える 140
- 5 むすびにかえて ..... 143

## 第V章 判例学習の発展

147

- 1 判例を使った発展的学習の意義 ..... 148
- 2 判決文を読む ..... 148
  - (1) 事案の概要を把握する 148
  - (2) 事件の現場に身を置いてみる 153
- 3 訴訟提起の方法を検討してみよう ..... 156
  - (1) 誰に何を求めるか 157
  - (2) 見通しはどうか 161

目次

- (3) 民事保全はどうするか 162
- 4 判決文から吸収できることはまだある……………164
  - (1) 裁判所の実事認定と評価 164
  - (2) Y側に立っての検討 164
  - (3) 錯誤の主張について 165
- 5 事案を変えて検討するのも面白い……………166
  - (1) 銀行の抵当権との関係 166
  - (2) Yからの転得者がいた場合 167
- 6 むすび 168

第VI章

判例の探し方

169

- 1 特定の法分野やテーマに関する判例情報を入手する……………172
  - (1) 資料(教科書・体系書・コンメンタール)を使って入手する 172
  - (2) データベースを使って入手する 174
- 2 判例全文を入手する……………175
  - (1) 掲載資料から直接入手する 175
  - (2) データベースを使って全文を入手する 179
  - (3) 新しい裁判例を探す 185
- 3 判例の関連法令を探す……………190
  - (1) 当該年の法令を探す 190
  - (2) 違憲と判断された法律が改正されるまでの経緯を調べる 198
  - (3) 新法令の解説(立法趣旨・内容)を探す 202
- 4 判例の関連文献を探す……………203
  - (1) 最高裁判所調査官の判例解説を探す 203
  - (2) 特定判例に関する判例解説・評釈を探す 205
  - (3) 最新の判例評釈・解説を探す 208
  - (4) 戦前の判例の評釈・解説を探す 210
- 5 文献や評釈の引用表記の記載例 215
- 6 さいごに 216

Column 一 覧

- 2-1 大審院判決文の難読文字 64
- 2-2 格付けの引き下げ? 70
- 3-1 共謀共同正犯論 82
- 3-2 安楽死, 尊厳死, 治療中止… 106
- 4-1 司法消極主義 116
- 4-2 二重の基準 (double standard) 121
- 4-3 郵便法, その後 130
- 4-4 最高裁による判例の一般化 141
- 4-5 少数意見
- 6-1 契約データベースの盲点 198
- 6-2 戦前の判例 214

索 引 (巻末)

付 録 (別冊)

## 著者紹介

[50音順, \* = 編者]

いけだまさお  
\* 池田真朗 (序説・第II章執筆)

1949年生まれ

1973年 慶應義塾大学経済学部卒業

現在 慶應義塾大学法学部・同大学大学院法務研究科教授, 日本学術会議会員

主著 民法 Visual Materials (共編著, 有斐閣, 2008)

新標準講義民法債権総論 (慶應義塾大学出版会, 2009)

スタートライン債権法 (日本評論社, 第5版, 2010)

債権譲渡と電子化・国際化 (債権譲渡の研究 第4巻) (弘文堂, 2010)

民法への招待 (税務経理協会, 第4版, 2010)

**読者へ一言** 判例はA説だけれど学説はB説とC説で、と並べる学習はナンセンスです。判例は説を立てていてのではありません。当該事案に最も適切な解決を導くために条文を補充する解釈法理を提示しているのです。法律は、紛争を解決するためのツールです。常にリアリティのある勉強を心がけてください。

こばやしあきひこ  
小林明彦 (第V章執筆)

1959年生まれ

1983年 中央大学法学部卒業

現在 片岡総合法律事務所パートナー弁護士, 中央大学法科大学院特任教授

主著 新しい担保・執行制度 (共著, 有斐閣, 補訂版, 2004)

基本法コンメンタール物権 (共著, 日本評論社, 第5版新条文対照補訂版, 2005)

基本法コンメンタール民事執行法 (共著, 日本評論社, 第6版, 2009)

**読者へ一言** 判例は、教科書の世界と実社会とを繋ぐ接着剤であるばかりか、教科書の理解を深める酵素であり、実社会における皆さんの今後の活躍を支えるエネルギーでもあります。この書を通じて判例のもつそうした意義深い役割を吸収していただけることを期待しています。

ししどじょうし  
宍戸常寿 (第IV章執筆)

1974年生まれ

1997年 東京大学法学部卒業

現在 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

主著 憲法裁判権の動態 (弘文堂, 2005)

プロセス演習憲法 (共著, 信山社, 第3版, 2007)

憲法学の現代的論点 (共著, 有斐閣, 第2版, 2009)

**読者へ一言** 判例の学習は憲法を理解するために重要ですが、「憲法でも判例が大事」



なのか「憲法こそ判例が大事」なのか、言い方によって微妙な違いが生まれます。このニュアンスを意識しながら、場合によっては、憲法と他の法分野の違いも考えながら、第Ⅳ章を読んでいただくと幸いです。

なつ い きと こ  
辰井聡子 (第Ⅲ章執筆)

1970年生まれ

1994年 上智大学法学部卒業

現在 明治学院大学法学部准教授

主 著 因果関係論 (有斐閣, 2006)

プロセス演習刑法 (共著, 信山社, 2009)

「治療不開始/中止行為の刑法的評価」明治学院大学法学研究 86号 (2009)

**読者へ一言** 判例があるから法学は面白い、というのが実感です。この本で判例学習  
⇨法律学習を自由自在に楽しめるようになって下さい。

ふじ い やす こ  
藤井康子 (第Ⅵ章執筆)

1966年生まれ

1990年 慶應義塾大学文学部卒業

現在 大宮法科大学院大学図書館課長

主著ほか 情報リテラシー入門 (共著, 慶應義塾大学出版会, 2002)

(DVD) わかりやすい法情報の調べ方 (法律図書館連絡会, 2007)

リーガルリサーチ (共著, 日本評論社, 第3版, 2008)

**読者へ一言** 判例に関する法情報(全文, 判例評釈, 関連判例, 関連条文等)は, 判例  
をより深く, 広く理解するための補助材料です。その材料を必要な時に効率よく取り  
出す技術があれば, 判例学習そのものに専念できます。日頃から学習の一環として,  
データベースや資料を繰り返し使い, リサーチ技術を磨いておきましょう。

やま だ あや  
山田 文 (第Ⅰ章執筆)

1967年生まれ

1990年 東北大学法学部卒業

現在 京都大学大学院法学研究科教授

主 著 ロースクール倒産法 (共著, 有斐閣, 第2版, 2008)

事例研究 民事法 (共編著, 日本評論社, 2008)

ロースクール民事訴訟法 (共著, 有斐閣, 第3版補訂版, 2010)

**読者へ一言** 法学の勉強には, 教科書などで体系を学びそこから具体的な問題へと展  
開する演繹的な方法と, 判例の具体的な事実・判断から抽象的な命題を採求する帰納  
的な方法の両方が必要です。後者の方法は正解が複数ありえますし, 事実を理解する  
のに想像力も要求されます。だからこそ難しいし楽しい, そんな判例研究の醍醐味を  
知る契機となれば幸いです。

序 説

## 本書の学習の手引き

読者は、判例学習の重要性については、たとえば法学部の授業などで繰り返し耳にしていると思う。そして、いわゆる重要判例を紹介し解説する書物については、これまた比較的身近に存在することを知っているのではないかと思う（有斐閣の「判例百選」シリーズなどがそれにあたる）。しかしながら、判例をどう検索するかというリーガルリサーチに関する書物になると、ぐっと数が少なくなる。それから、判決文とはどういうものでどう読むのか、を本格的に解説する書物は、さらに少ない。そして、判例学習そのもの、すなわち、主要な法律を素材に、判例の機能を知り、法解釈の中での判例の位置付けを学び、かつその判例に重要度のランク付けをしたり、1つの判例をさまざまに活用した学習法などを教える書物、つまりそのようなトータルな意味での「判例学習書」と呼べる書物は、これまでわが国にはおそらく皆無であったのではないかと思う。本書は、それらのニーズに出来るだけすべて応えようとするものとして企画された。したがってそこでは、判例学習の最初の一步から、かなり高度な応用編に至るまで、さまざまなグレードで解説が展開されなければならない。それが、本書に「判例学習のAtoZ」というタイトルを付したゆえんなのである。

そこで、本書を始めるにあたっては、本当の意味での「判例学習のABC」から説き起こさなければならない。読者には、まずそれを身に付けていただく。

それは、判例読解の具体的作業手順である。中には、言われてみれば当たり前ということも含んでいるかもしれないが、一般にはあまり書かれていない、筆者なりのノウハウの提示から始める（以下では、主として民法の事例を想定して手順を紹介している）。

- ① まず、判例（事実、判旨）を読むときには、必ず紙と鉛筆を用意すること。パソコンで判例データを見ている場合にも、よほどのパソコン作図等

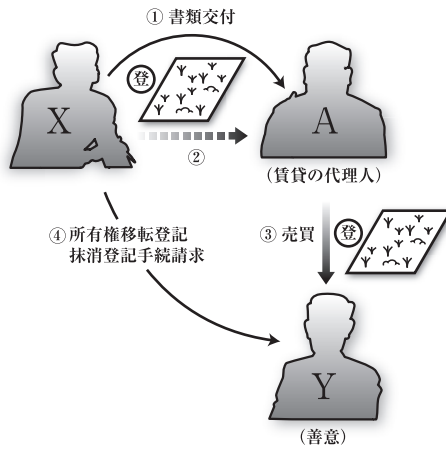
の達人でなければ、紙と鉛筆を用意してほしい。

- ② 最初にするべきことは、**事実関係の把握・整理**である。最初から判旨を読んではいけない（はじめに判旨を読んで次に解説を読むというのでは、正しい意味の判例の学習にならない。おそらくそれは、半分以上、学説の勉強になってしまう）。事実関係を読む際には、紙媒体で読んでいるのであれば、事実関係の書かれている文章を、鉛筆で適宜区切りながら読んでほしい。パソコン画面でも、データが加工可能なものであるならば、適宜区切りのマークでも入れていただきたい。単純にただ読んでいくよりも、よほど読み取りが容易になる（さらにいえば、判例の中には、古い大審院時代のカタカナ文語調のものもあるのだが、そういう判例を読む場合には、できるだけ口に出して読むとよい。暗号のように見える文語体の文章が、リズムをつかむとずっとよく頭に入る⇒これは第Ⅱ章で練習する）。
- ③ 次に、登場人物が多数ある事案、当事者の主張が多岐にわたる事案については、必ず**関係図**を描いてほしい。その際に、先に鉛筆で区切った文章ごとに作図にとりかかると、作業がうまくいくのである。何でこんな面倒なことを、という読者がいたら、君は魚を捕るのに素手で川に入っていくのか、と聞きたい。まず網を作り、それから川の流りに網を下ろす。これが経済学でいう「迂回生産の利益」である。この関係図作りがうまくいくと、できあがった図を見ただけで、問題のありかがわかる。そして、さらによいことは、こういうくせをつけて学習していると、**判例学習はそのまま各種試験における「事例問題」解答の訓練になるのである。**
- ちなみに関係図の描き方には色々ノウハウがある。債権を→で表し、その譲渡や差押えを⇒で表す等、それぞれに工夫して<sup>1)</sup>みてほしい。
- ④ さらに、取引関係がいくつか重なっているケースでは、それらを**時系列**で整理してみる**ことが有効**である。時の流れを示す直線の上に、日付を入れた出来事メモを順番に書き込んでいくのである。
- ⑤ 以上のようにして、事実関係が読み取れたら、次に、原告が何を求めてどんな訴えを提起したのか、を確認すること。損害賠償請求のような単純

1) 関係図の描き方を具体的に指導している教科書として、池田真朗・新標準講義民法債権総論（慶應義塾大学出版会、2009）199頁以下がある。

# 第 I 章

## 判例を読む



この章で扱う判例では、お人好しのXと、それにつけこんだAが主人公である。

Xは、所有地の売却の際に知り合ったAに本件不動産買受けの仲介を依頼したが、彼の手際の良さに惚れ込んで、その後さらに当該不動産の賃貸や他の不動産の登記に関する仕事も頼むようになった。ところがAは、信頼を得ていることに乗じて、依頼とは無関係のこと——たとえば、本件不動産の権利証や実印を預からせてくれ、などと言うようになる。Xの目の前で、Xが内容をよく知らない契約書や登記申請書をXの名前で作成するなど大胆な行為に及ぶことすらあった。それでも、Xはいったん信頼すると疑わない性格であるらしく、Aに問いただすようなこともせず、彼の指示を受け入れていた。

そんなある日、Xは、自分の所有する本件不動産がいつのまにかAに売られ、さらに見知らぬYに勝手に売られ、登記もYに移っていることを知らされ、愕然とする。しかも、その仲介をしたのはAであった。Aの一連の不審な指示は、この仮装の売却を目的としていたのである。Xは、土地をだまし取られたことのみならず、Aへの信頼を裏切られたことにも、たぎるような怒りを覚えたことであろう。

さらに悪いことに、AはXから本件不動産を買い受けたとして所有権移転登記を経由しており、Yはこの登記を確認した上で購入していた。したがって本件では、X・YはともにAにだまされた被害者である。しかし、土地の所有者は（共有などでない限り）1人だから、裁判所は真の所有者を決定し、それを反映するような登記がなされるようにしなければならない。

かりにAとXが画策して（たとえば財産隠しのため）Xの不動産の所有権登記をAに移し、Yがそのような企みを知らなければ（これを、「Yが善意である」という）、民法94条2項により、Yが保護され、Xは自らの所有権を対抗することはできない。もっとも、本件ではXはAにだまされたのであり画策はしていない。しかしXがAにだまされたことは2人の間の内部事情である。他方、Yは、所有権登記を備えた、言い換えれば権利の「外観」を備えたAと取引をしたことには何ら落ち度がない。そこで、このような場合にも法律がYを保護することを明らかにしておけば、登記に公信力を認めない日本法の下でも、人々は安心して取引関係に入ることができ、経済の活性化につながるとしてYを保護する考え方がありうる。

このように権利関係の外観を信頼した者を保護し、「取引の安全」を保護することは重要であるが、他方で、Xに落ち度がない場合もXはまったく救済されないとするべきだろうか。今回の事件のように、Xがお人好しの故にAを疑わず、その企みを阻止できなかった場合にも、94条2項が類推適用されるべきなのだろうか。法律は、血も涙もないと批判されそうである。実は、これまでの判例の傾向は、Xがもっと積極的にAの権利の外観（所有権移転登記）に関与している場合に、はじめて94条2項を類推適用するというものだった。しかし本件では、XはAへの所有権移転登記を全く知らなかった。にもかかわらず第一審・二審とXは敗訴し続けた。Xの弁護士がこの事件を最高裁判所まで争ったのも合理的な判断である。

結論をいうならば、最高裁判所は、本件に民法94条2項と代理に関する110条の類推適用を認めて、Yの救済を優先した。確かにXは積極的にAの所有権の外観に関与したわけではないが、いわば外観を作り出すことに結果的に荷担したとみられるほどの不注意があり、重い帰責性が認められる。他方で、第三者たるYが、Aが所有者であるとの外観を信頼したことには過失がなく、保護が適当と考えたのであろう。

このような判決は、最高裁判所にとってもはじめての判断である。

上述のように、これまで判例は、94条2項が類推適用されるのは、真正権利者（本件ではX）が権利の外観を作出ないし承認した場合、あるいはそこから派生的に権利の外観が作出・承認された場合であるとしてきた（⇒28頁の表）。真正権利者がこのような積極的な行為をしていない場合で、代理人（の外観をもつ者。本件ではA）による権利の外観の作出があり、真正権利者に帰責性が認められるならば、民法110条の「法意」を併せて考慮するのが一般的であった。ところが本判決は、民法110条と94条2項の類推適用を判示したのである。こうして、久しぶりに両条の関係が議論の俎上に載ることとなった。

最高裁判所は、本件において、どの事実をどのように評価したのだろうか。なぜ、民法94条2項と110条の類推適用がされることになったのだろうか。この判決が確定することで、X・A・Yの紛争はどのような解決を迎えるのだろうか。

これらの問題を考えるために、まずは、判例で使われるさまざまな用語やお作法に慣れておくことにしよう。

第Ⅱ章

判例の機能と学び方

# 民法

・「判例格付け」のすすめ



民法は、人が社会生活を営む上での身近で広範な問題を扱う、私法の基本法である。したがって、当事者や局面を限定して規定する特別法と異なり、そもそもが原則論や普遍的に通用する一般論的なルールを規定しているので、条文ではどうしても細かいところのルール作りまでは手が回らない（あるいは、一般化の必要から、手を回せない）ことがある。そのような理由から、個別具体的な紛争解決場面で、判例が判断基準を作って問題解決を図っていることも多いのである。

また、立法時から時が経つにつれて、社会の意識や取引形態が変化することもある。そのような変化に呼応して、それぞれの条文に与えられていた当初の解釈を、判例が変化させる（新しい判断基準を作る）場合もある。

ことに、社会の変化が大きい近年では、もちろん民法自体も立法的に対処して、条文を変えたり特別法を作って対応したりすることもあるが、基本法としての民法典は、大がかりな改正には時間と準備がかかるのであって、判例による基準作りが意味をもつところは大きい。

最高裁の判例が積み重ねられて、裁判所の判断基準や判断の考え方が確立したような場合、それらの基準や考え方を「判例法理」とか「判例の準則」などという。これに対して、下級審での判決は、先例拘束性をもたないので、同じような傾向で判決が複数出されていても、それらは判例とは呼ばない（下級審の判決を紹介する場合、「裁判例」と表現して「判例」と区別することもある）。

それでは、具体的に判例法理と呼ばれるものの典型例を学んでみよう（本書のタイトルからすると、判例学習のAからGないしHくらいのレベルの学習になろう）。その場合、それぞれの判例法理を、「**条文の規定に何を加えたのか、あるいはそこから何を引いたのか**」という観点から学習することが大事である。

なお、以下の分析・解説はあくまでも民法判例についてのものであって、刑法や憲法ではまた別の切り口がある（⇒第三章・第四章）。

## (1) 民法の条文が定める原則を精緻化する、あるいは例外を作る「判例法理」

### 《例①》 民法 177 条と背信的悪意者の排除

— 最高裁昭和 43 年 8 月 2 日判決（民集 22 巻 8 号 1571 頁）<sup>1)</sup>

民法 177 条は、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」としている。そうすると、条文通りに考えれば、そこでいう第三者には故意や過失などの主観的要件による制限はない。これは、対抗要件というものが、当事者間では合意によってなされた権利の移転を、法の定める一定の手続をとれば他の第三者にも主張し対抗できるという趣旨の規定であって、その画一的な処理に特徴と利点があるということを考えれば、当然のことと理解される。故意や過失という、他人からは見えない主観的な要件を問題にすれば、それだけ適用が複雑になるし、周囲の人から見た信頼性や予測可能性が低くなるからである（なお、この対抗要件を具備して対抗すべき第三者というのは、登記のないことを主張する正当の利益を有する者に限定される<sup>2)</sup>）。

このような対抗要件主義をとる結果、A が同じ土地を B と C の 2 人に二重に売ったという場合には、売買契約の先後ではなく、B と C のいずれが早く対抗要件たる登記を備えたかで、誰が権利者になるかが決まることになる。

さて、ここまでは、法制度をその通り運用すればよい。ただ、そうすると、

1) 判例評釈として、石田喜久夫・民商 60 巻 4 号（1969）59 頁、鎌田薫・民法の基本判例（有斐閣、1986）44 頁、湯浅道男・不動産取引百選（第 2 版、1991）62 頁ほか、調査官解説として、野田宏・曹時 20 巻 11 号（1968）168 頁。

2) これから問題にするのは、「第三者」のいわゆる主観的要件（第三者にあたる人の善意とか悪意とか）であるが、同一の権利の取得を争う者同士の優劣を整序する 177 条の性質からして、そもそもそういう関係にない部外者に対してまでこのような対抗要件を必要とするわけではない。したがって、「第三者」の客観的要件、すなわちどういう人がここでいう第三者にあたるのかについては、（条文上は制限する表現がないが）すでに大審院明治 41 年 12 月 15 日連合部判決（民録 14 輯 1276 頁）が、「本条にいわゆる第三者とは、当事者もしくはその包括承継人にあらずして不動産に関する物権の得喪および変更の登記欠缺を主張する正当の利益を有する者を指称す」（原文カタカナ）といわゆる制限説（この条文にいう第三者の範疇に入る人を制限する説）に立つことを宣言している（欠缺は「けんけつ」と読む。法律では現代でもよく使われる言葉で、欠けていること、である）。

第Ⅲ章

判例の機能と学び方  
刑法

## 1 罪刑法定主義の下での判例の意義

### (1) 判例を知らなければ始まらない

罪刑法定主義の原則を戴く刑法においても、「条文を読んでいれば大丈夫」などということは決してなく、判例を理解しなければ始まらない。たとえば次の事案を、条文のみを頼りに解決することはできるだろうか。

◇ Xは、暴力団の組長であり、毎日外出から帰宅まで、終始専属ボディガードらの警護を受けていた。ボディガードは常に拳銃等を装備しており、Xもそのことを知っていた。しかし、彼らは「ボディガードたる者、親分の指示を待つのではなく、その気持ちを酌んで自分の器量で警護の役を果たさなければならぬ」と心得ており、拳銃の装備についても、Xの指示を受けたものではなかった【スワット事件<sup>1)</sup>】。

拳銃の不法所持は「銃砲刀剣類所持等取締法」で禁止されている。ボディガードらの行為が不法所持罪にあたることは当然であるが、問題はXである。Xは何ととっても親分であり、すべてはXのために行われたことである。「Xも共犯だ。もちろん共同正犯だ」と直感的には思うであろう。では、条文をみてみよう。

刑法 60 条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

簡潔な条文である。Xは、自分が拳銃をもっていたわけではないし、拳銃を手配したわけでもない。それでも「共同して犯罪を実行した」といえるのか。結論は簡単には出ないであろう。そこで、判例の出番、ということになる。

1) 最判平成 15・5・1 刑集 57 卷 5 号 507 頁。X の専属ボディガードらはアメリカ合衆国の警察の特殊部隊の略称である「S. W. A. T.」にちなんで「スワット」という名前で呼ばれていた。

## (2) なぜ「判例」か

判例の中身に入る前に、なぜ「判例」かを考えてみたい。刑法の条文が多義的であるとき、頼りにできそうなものとしては、①自分の頭（一般常識もここに含める）、②文献（基本書等、学者の書いたもの）などもある。なぜ「第一に判例」なのであろうか。

まず、当たり前のことであるが、法律は裁判を通じて実現される。「法律なければ刑罰なし」が罪刑法定主義の原則であるが、手続に焦点をあてれば、「裁判なければ刑罰なし」である。事件の刑法による解決を知りたいければ、刑法の内容だけでなく、裁判でそれがどのように用いられているかを知らなければならぬ。

加えて、被告人の刑事責任を決める1つ1つの裁判は、判例に強く拘束されているという事情がある。

判例は法ではないから、絶対的な拘束力はない。しかし、最高裁の判例に違反すること（最高裁の判例がない場合には大審院、高等裁判所等の判例に違反すること）が上告理由となる（刑訴405条2項3項）ことから明らかなように、刑事事件の場合も、よほどのことがない限り、裁判所は判例（ここでは最高裁判例）に従って裁判をするべきことが前提とされている。各裁判所が、1回1回、ゼロから法解釈をスタートさせているなら、判例を学ぶことの意義はさほど大きくないであろうが、実際には、裁判所はかなりの程度、統一的な見解を採用し、また採用しようとしているのである。法解釈を学び考えることは、常に、実務との距離を測ることでもある。実務が相当程度「判例」に拘束されている以上、やはり判例を学ばなければ始まらないのである。

最後に、忘れてはならないことだが、判例とは、各裁判所が、事案を、そして当事者を目の前にして、正しく事案を解決するための法解釈を考え抜いた知的格闘の記録である（はずである）。刑法解釈を学び考えようとするわれわれが、これを参考にしない手はないではないか。

第Ⅳ章

判例の機能と学び方  
憲法

1 はじめに —— 憲法判例の難しさ、憲法判例を学ぶことの難しさ

まずは、次の一文を読んでもらおう。

わが国の司法制度の特徴、憲法訴訟での争い方、立法過程のあり方、憲法学界の動向などの種々の要素が働いて、私には、最高裁の裁判官の憲法への感覚を鋭くするのではなく、どちらかといえば、むしろ憲法感覚を鈍磨させるといえる要因が多いと考えられる。

この文の著者は、伊藤正己氏（1919年-）。英米法研究者であり、とりわけ憲法の分野でも優れた業績で知られる伊藤氏が、数々の重要な少数意見を執筆した<sup>1)</sup>最高裁判事の期間を経て（1980年-1989年）、退官後に洩らした感想である。伊藤氏はこの文に続いて、アメリカ型の司法審査制から大陸型の憲法裁判所制度に切り換える必要があるのではないかと、問いかけたのだった。この問題提起は、それが裁判官としても学者としても高く尊敬される人物によるものだっただけに、学界に大きな波紋を引き起こすことにもなった。

この本は判例学習の手ほどきを目的としているので、いま言及した、司法審査制か憲法裁判所制度か、という論点に立ち入ることはできない。ただ、学部で憲法の講義を聴いた諸君であれば、その内容を思い返して冒頭の一文と考え合わせるとき、判例学習という前途に立ちこめる、一抹の暗雲を感じとることができるのではないだろうか。その暗雲とは、憲法判例の学習については他の分野とは異なる難しさがあること、そして、その原因が「二重の基準」(⇒3 (I))に代表される学説と判例の対立に由来するということである。

冒頭の一文が公にされてから、すでに十数年が過ぎた。その間に、従来よりも人権を手厚く保障する方向での最高裁判決が次々と生まれているし、他方で法科大学院教育の準備と経験から、従来の判例の読み方を見直す学説の動きも、ようやく形をとり始めた。けれども、伊藤氏の指摘したような事情はまだまだ昔のままで、あるいはその姿を変えて残っているところが大きい。そうした事

1) 伊藤正己・裁判官と学者の間（有斐閣，1993）123頁。

情が、せっかくの憲法判例の学習にとって躓きの石となるという状況も、あまり改善されてはいないのではないだろうか。

そこでこの章では、まず憲法判例の特殊な機能について鳥瞰した上で (2)、いくつかの判例を実際に素材としてとり上げながら、私が考えている「憲法判例を読む」作業を実演してみたい。そのことで、判例学習をはじめたばかりの諸君からは、講義や教科書を読んだ印象によってかえってみえにくくなっている、いわば「死角」が、明らかになると思う (3)。そして、「憲法判例を読む」際に留意すべき点について — これは他の法分野とも共通する部分が多いが —、著名な判例を引合いに出しながら、指摘していくことにしたい (4)。

## 2 憲法判例の機能

### (1) 憲法判断の特殊性 — 通常の法的判断との違い

#### ① 「憲法判例」とは何か

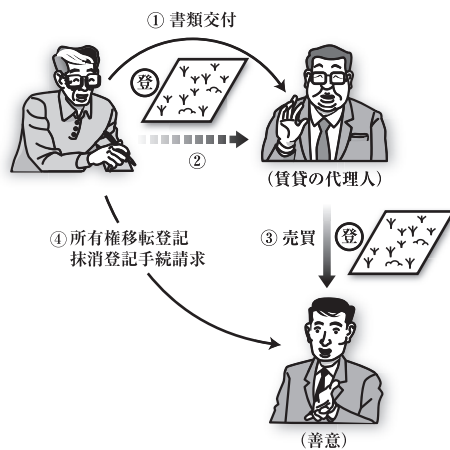
まず、「憲法判例」とは何だろうか。一般に「判例」とは、将来の裁判所の判断に対して、先例としての拘束力をもつ裁判のことである (⇒第I章)。そうだとすれば、「憲法判例」とは、憲法に関する判断であって、先例としての拘束力をもつ裁判であるということになる。ところで、その憲法判例の中身となる「憲法に関する判断」は、他の分野の判断とは相当に異なっていることに注意しなければならない。

憲法以外の判例の典型は、最高裁判所が、ある事件で問題となる法令の規定について特定の解釈を採用し、それを事実適用して事件を解決した場合の、その解釈である。そしてその解釈は通常は、その規定の要件または効果の意味を明らかにしたものである。たとえば第三章でとり上げた判決については、ある事件について共同正犯の成立を認める前提として、「共同して犯罪を実行した」(刑60条)という要件について最高裁の採用した解釈が判例である。しかし、裁判所の憲法に関する判断が、こうした通常の判例と同じ形式と内容を備えていることは、次の2つの理由から、むしろ例外的といえよう<sup>②</sup>。



## 第V章

# 判例学習の発展



## 1 判例を使った発展的学習の意義

この章では、判例や裁判例を素材とした発展的な学習方法について紹介してみたい。

読者の諸君の多くは、体系的教科書でその科目の全体像をつかみ、各条文の意味を理解し、その中に出てくる重要判例の概要や位置付けを理解するという学習方法をとっていることと思う。この場合の判例学習が、判示事項やあるいはそれよりもさらに簡略化された判決要旨を中心としたものになることは当然だろう。

しかし、判例学習をする以上、ここで終わってしまってはあまりにももったいない。さらに一步を進めることにより、社会の中における生きた法の役割を理解し、社会に生起するさまざまな事象に対し法を使いこなす実力を養うことができるのである。

幸いなことに、裁判例には判決の基礎とされた当該事件の事実関係が整理されている。そして、ここに出てくる事実関係は、格好の事例問題でもある。この判決に記載された事実関係の中から法律的に意味のある事項を拾い出し、それを法律構成していくトレーニングは、法律を学ぶ諸君に是非とも試してみてもらいたい学習方法だ。

そこでこの章では、第I章で紹介された判例（最判平成18・2・23民集60巻2号546頁）を使って、これを素材とした発展的学習の一例を紹介する。

## 2 判決文を読む

### (1) 事案の概要を把握する

#### ① 判決の中の事実

民事紛争は、無限ともいえる多数の事実の積み重ねの中に存在するものであるから、生起した事実のすべてを知ることはおよそ不可能である。契約の当事者ですら、自分のことはともかくとして、相手方に生じた事象のすべてを知る

ことは不可能であるし、またときには自分に生じた事象ですら正確に把握できていないこともある。

しかし、そうっていたのでは裁判はできないから、裁判官は法廷に現れた証拠や弁論から事実を拾い出し、判決文の中で整理することになる。判例の事案を把握するためにはまずこれを読むことが必要である。上記の判例では、第一審判決の中で後記のような事実関係が認定されているので、まずはこれを読んでみてほしい。

## ② 読むときの心構え

法律的に考える力を身につけようとするなら、そして、それを資格試験のような場面でも役立てようとするなら、読み方にも注意する必要がある。

まず第一に、読むスピードはある程度必要である。集中して、頭の中に関係者の構図を描きながら、簡単な時系列や手控えとしての関係図を書いてみるとよいだろう。その際、あまりに詳細で完璧な時系列・関係図を作ろうとすると、失敗に繋がりがやすい。1回目に読むときには、まだどこが重要なのが必ずしも把握できていないわけであるから、細部に気を取られることなく、事案全体の大きな構図の把握に力点を置くべきである。判決文に現れた事実関係をそのまま書き写しているかのような手控えは、何の役にも立たない。

第二に、法律的な判断に迷う箇所が出てきた場合、一応の問題意識は抱きつつも、そこで止まるのではなく、先まで一気に読み進めた方がよいように思う。認定されている事実の法律的な意味は一刀両断に判断できるものではなく、だからこそ問題として浮かび上がってくるのである。法律的な意味付けは、後からじっくり考えればよいのである。

## ③ 判決の中に表れた事実

では、こうした心構えをもって、「第 I 章 判決文を読む」にある本判決の事実を読んでみよう。

-----〈第一審判決（大分地方裁判所平成 14 年 4 月 19 日判決）より〉-----

第 3 争点に対する判断

第Ⅵ章

判例の探し方

資料とデータベース 一覧※1

判例を探せるツール

紙媒体

●判例評釈・解説など  
NBL（商事法務研究会）  
銀行法務21（経済法令研究会）  
刑事法ジャーナル（成文堂）  
研修（誌友会研修編集部）  
最高裁判所判例解説〔判解〕（法曹会）  
自治研究（第一法規）  
私法判例リマックス〔法律時報別冊〕（日本評論社）  
重要判例解説〔ジュリスト臨時増刊〕（有斐閣）  
ジュリスト※2（有斐閣）  
訟務月報（民事情報センター）  
速報判例解説〔法学セミナー増刊〕（日本評論社）  
判例百選〔別冊ジュリスト〕（有斐閣）  
年報医事法学（日本評論社）  
判例セレクト(1)(2)〔法学教室別冊付録〕（有斐閣）  
判例評論〔判例時報別冊〕（判例時報社）  
法学協会雑誌（東京大学）  
法学教室（有斐閣）  
法学研究（慶應義塾大学）  
法学新報（中央大学）  
法学セミナー※2（日本評論社）  
法曹時報（法曹会）  
法律時報※2（日本評論社）  
法律のひろば（ぎょうせい）  
民商法雑誌（有斐閣）

●判例集など〔判例全文掲載資料〕  
大審院判例集〔民事・刑事〕  
最高裁判所民事判例集〔民集〕  
最高裁判所刑事判例集〔刑集〕  
最高裁判所裁判集〔民事・刑事〕  
高等裁判所判例集〔民事・刑事〕  
裁判所時報  
金融・商事判例  
金融法務事情  
判例時報  
判例タイムズ  
法律新聞  
労働判例

データベース※3

LEX/DB（TKC）

Westlaw Japan（Westlaw）  
LexisNexis JP（LexisNexis）  
LLI 統合型法律情報システム（LIC）  
D1-law.com 判例体系（第一法規）  
判例検索システム（裁判所ウェブサイト）

法令を探せるツール

紙媒体

●法令掲載資料  
官報（国立印刷局）  
六法各種  
法令全書（国立印刷局）  
現行日本法規（ぎょうせい）  
現行法規総覧（第一法規）  
●法令解説など  
コンメンタール〔逐条解説〕  
時の法令（朝陽会）  
法令解説資料総覧（第一法規）

データベース

官報情報検索サービス（国立印刷局）  
日本法令索引（国立国会図書館）  
法令データ提供システム（総務省）  
D1-law.com 現行法規履歴検索（第一法規）  
六法全書電子復刻版（有斐閣）

その他：文献を探せるツール

データベース

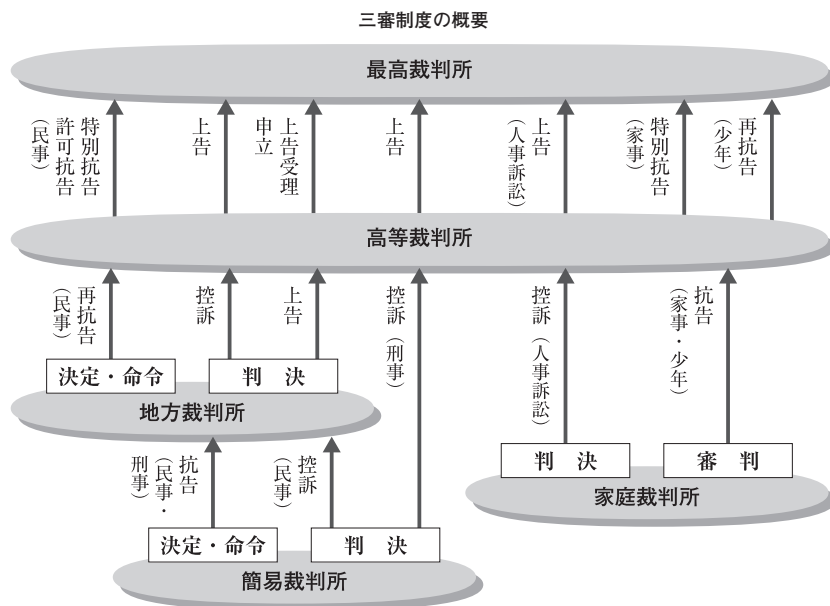
法律文献総合INDEX（日本評論社）  
邦文法律雑誌記事索引（平成16年まではLIC、平成17年1月以降は最高裁判所図書館ウェブサイト蔵書検索が提供）  
雑誌記事索引（国立国会図書館）  
D1-law.com 法律判例文献情報（第一法規）  
CiNii（国立情報学研究所）

※1 本章に掲載した資料とデータベースのうち、主なものを取り上げている。

※2 判例を探せる資料のうち、ジュリスト・法学セミナー・法律時報などでは、法令解説も掲載されている。

※3 判例を探せるデータベースのなかには、法令を検索できるものもある。

1) 裁判をするときには、その内容を記した文書が作成される。これは裁判書(さいばんがき)や裁判の原本と呼ばれ、当事者名、裁判所名、主文、事実および理由などが記載されている。裁判書は、そのほかの訴訟記録<sup>2)</sup>とともに、裁判が確定されてから一定期間保管される。しかし、こうした裁判書すべてが、判例集・雑誌等に掲載されるわけではない。実務家・研究者各自の観点によって、後の裁判に参考となる、あるいは研究上重要な役割を果たすと思われるものなどが、選択されて掲載されるのである。選択されているとはいえ、過去から現在に至るまで各資料やデータベース(以下DB)に収録された判例は膨大な数にのぼり、その中から自分の探したい判例を入手するのは容易ではない。



- 1) わが国は3つの審級の裁判所を設け、裁判結果に不服があれば上の審級の裁判所に上訴し、3回まで裁判が受けられるという「三審制」をとっている。
- 2) 民事の場合は、訴状・答弁書・準備書面・口頭弁論調書など、刑事の場合は、起訴状・証拠書類・勾留状・公判調書など。
- 3) 民事の場合は、第一審裁判所(書記官)(裁60条、民訴規174条・185条・202条・237条)、刑事の場合は、第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(「保管検察官」という)が保管する(刑事確定訴訟記録法2条)。

上記のピンポイント検索とは逆に、検索キーワードになりうる情報（事件名、裁判年月日、裁判所、事件番号、掲載資料等）が不完全であっても全文までたどりつけることもある。判例全文DBは、検索項目の種類が複数あるため、自分がわかっている情報（裁判年月日や裁判所名、事件番号、掲載資料など）のいずれかをキーワードとして単独でまたは組み合わせで入力することができる。そのため、たとえ掲載資料がわからなくても、裁判年月日や裁判所だけでもかなり絞られるので、そこから選び出すことができれば、全文を入手することができる。また、判例全文が検索できる契約DBの多くが、書誌情報（関連情報）から、各審級（第一審、控訴審、上告審）相互のリンク機能や引用している判例（引用判例）、引用されている判例（被引用判例）、判例評釈情報などまで得られるという付加価値がある。

しかし、契約DBにすべての判例掲載資料が収録されているわけではなく、また収録年代もDBによって異なるため、依然掲載資料でしか確認できない情報というものがあることに注意しよう（⇒182頁）<sup>⑧</sup>。

#### ⑧ 契約DBでは入手できない判例

【収録対象資料でない】「高検速報」などの部内資料。

【収録対象期間でない】収録対象資料であってもその判例が資料に掲載されて2週間から6か月（裁判所ウェブサイト情報は翌日から1か月程度）してから判例DBには収録されることが多い。収録されるまでの間は、引用されている判例の掲載資料や裁判所ウェブサイトを直接確認する必要がある。

### ① 裁判所ウェブサイト

裁判所が発信するサイト〈<http://www.courts.go.jp/>〉の中に、裁判例を検索できる「裁判例情報」というページ（DB）がある。裁判例の裁判要旨・原審情報・全文（主文・理由〈PDF〉）などの閲覧が可能である。「裁判例情報」は、裁判所が発信する情報であるため信頼性も高く、無料で誰でも利用できるDBである。契約DBは、多くの機能をもち便利であるが、速報性の点では「裁判例情報」DBがもっとも優れている。最高裁判所、知的財産高等裁判所の判例については、現在もっとも速く判例情報を入手ことができ、各地の高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の裁判例も一部ではあるが、各出版社の

発行する雑誌より速く判例情報を入手できる場合もある。ただし、本ウェブサイトで読める裁判例情報は、判例集に掲載された判例と裁判所が選択した主な裁判例だけであるため、収録数としては、他の契約（有料）DBと比較すると少ない。

## ② 契約データベース

契約（有料）DBの特徴はDB製作者によって違いがあるが、収録対象とするものが複数の資料や媒体（各判例集・各雑誌・ウェブサイト・独自取材）である点、戦前から現在までの判例情報を検索できる点、収録資料を横断検索できる点、各種リンク（引用判例・被引用判例へのリンク、各審級へのリンク、参照条文へのリンク、判例解説〔コメント〕や判例評釈へのリンク）機能がある点、キーワード検索とキーワードの組み合わせ検索ができるなど多くの利点がある。

また判例情報と関連する法令条文や文献（評釈・解説）情報が一体となって、相互検索が容易な統合型のDB（LexisNexis JP, Westlaw Japan）や、法情報に関連する最新ニュースをリアルタイムに発信するDB（Westlaw Japan）もあり、利用者が1つのDBで得られる法情報の幅が拡大している。

The screenshot shows the LEX/DBインターネット判例データベース interface. The search results for a case are displayed, with the '控訴審' (Appeal Court) link circled in red. The interface includes a search bar, navigation buttons, and a list of search results with details such as document number, court, date, and case name.

【文庫中の1文庫目】	先読みの文庫	前文庫	次文庫
<b>《書誌》</b>			
【文庫番号】	28110488	提供 TKC	
【文庫種別】	判決 / 最高裁判所第一小法廷 (上告審)		
【裁判年月日】	平成18年 2月23日		
【事件番号】	平成15年(受)第1103号		
【事件名】	所有権移転登記抹消登記手続請求事件		
【審級関係】	第一審 28090506		
	大分地方裁判所 平成12年(ワ)第572号		
	平成14年 4月19日 判決		
	28090082		
	福岡高等裁判所 平成14年(本)第486号		
	平成16年 3月28日 判決		
<b>【事案の概要】</b>			
<p>上告人が、自己の所有する本件不動産につき、本件不動産の登記簿記載及び実印を預かったAが上告人に職断でA名義の所有権移転登記を被命し、さらにAが本件不動産を被上告人に売却して被上告人名義の所有権移転登記を被命したとして、被上告人に対し、Aから被上告人に対する所有権移転登記の抹消登記手続を求めたところ、原審が、民法110条の類推適用により、被上告人が本件不動産の所有権を取得したとしたため、上告した事案で、Aによって感懐の外観（不業の登記）が作出されたことについての上告人の確信性の程度は、自ら外観の作出に積極的に関与した場合や、これを知らずながらえて放置した場合と同量し得るほど重いものというべきであって、さらに、被上告人は、Aが本件不動産の所有者であると信じ、かつ、そう信ずることについて過失がなかったというのであるから、民法94条2項、110条の類推適用により、上告人は、Aが本件不動産の所有権を取得していないことを被上告人に対し主張することができないものと解するのが相当であるとされた事例。</p>			

▲ 各審級へのリンク機能 (LEX/DB (TKC) 判例書誌情報)



第VI章 判例の探し方

LexisNexis  
 ログアウト | パスワードの変更 | 個人設定 | 検索履歴 | 閲覧履歴 | お問い合わせ | ヘルプ  
 検索 Lexis.com ログイン ID: TRIAL0430  
 ホーム 判例 解説 法令 大審院 書誌情報 雑誌・論文 書籍 審決・裁決 英文書式  
 検索条件修正 検索結果一覧 キーワード 係属部 文書 (1/1) 冊  
 解説: て放置した場合と同視し得るほど高い帰責性があり、又は、民法94条2項、110条の類推適用により、Aから当該不動産を買い受けた善意無過失のYに対し、Aが当該不動産の所有権を取得していないことを主張することできない  
 判例タイムズ1205号120頁  
 金融法務事情1778号87頁  
 金融・商事判例1253号14頁  
 最一小判平成18年7月23日Lexis判例速報08040 (Lexis判例速報9号55頁)  
 審級: 福岡高等裁判所 平成15年3月28日 所有権移転登記抹消登記手続請求控訴事件  
 引用判例: (この判例が引用している判例一覧)  
 最高裁判所第2小法廷 平成15年6月13日 所有権移転登記抹消登記手続請求事件  
 被引用判例: (この判例を引用している判例一覧)  
 名古屋高等裁判所 平成21年2月19日 建物取戻土地明渡等請求控訴事件  
 東京地方裁判所 平成20年12月24日 土地建物所有権移転登記抹消登記等請求事件  
 名古屋地方裁判所岡崎支部 平成20年9月26日 建物取戻土地明渡等請求事件  
 参照条文: 民法94条-2  
 民法110条  
 掲載文献: 最高裁判所民事判例集60巻2号546頁  
 裁判時報1406号127頁  
 判例タイムズ1205号120頁

▲ 参照条文、解説、引用判例へのリンク機能  
 (LexisNexis jp (レクシスネクシス・ジャパン))

Westlaw.JAPAN  
 その他のWestlawサービス | 個人設定 | アラート | 検索履歴 | HELP | お問い合わせ | ログアウト  
 ホームページ 判例 法令 審決等 書籍/雑誌 ニュース記事  
 藤井 康子さんようこそWestロー・ジャパンへ  
 文字サイズ 小 中 大  
 司法 ▶ 司法ニュース一覧  
 04月30日 17:52 ◎小林薫死刑囚の名誉棄捐認める＝「週刊新潮」に支払い命令大審地裁  
 04月30日 12:12 ◎公判前整理手続を決定＝福岡山線事故、JR西歴代3社長・神戸  
 04月30日 12:03 ◎公判前整理手続を決定＝福岡山線事故、JR西歴代3社長・神戸  
 04月28日 19:46 ◎28日の裁判員判決一覧  
 04月28日 19:45 ◎アースとフマキラー、携帯虫よけ器で和解  
 行政 ▶ 行政ニュース一覧  
 04月30日 18:15 ◎失業抑止へ支給額最多＝09年度、バブル後ピークの10倍・雇用助成金  
 04月30日 17:36 ◎旅鳥トキ、再び産卵か＝新たなペアも確認・環境省  
 04月30日 17:18 ◎IPS細胞の臨床研究可能＝指針を改正、本人使用に限定・厚労省  
 04月30日 16:58 ◎失業率、男女の開き最大＝産業構造改革で男性低迷・09年度  
 04月30日 16:44 ◎米仕牛肉の輸入停止解除＝農水・厚労省  
 政治・立法 ▶ 政治・立法ニュース一覧  
 ロイタートップニュース ▶ ロイタートップニュース一覧  
 04月30日 18:05 1～3月期GDPは5～6%台の高成長も、個人消費と輸出がけん引  
 04月30日 17:54 焦点:半リシャの債務再編、選抜股として浮上  
 04月30日 17:45 半リシャ支援策決まれば上値試す展開も＝来週の東京株式市場  
 04月30日 17:38 現時点で追加緩和が必要とは考えていない＝白川日銀総裁  
 04月30日 17:24 日銀展望レポート: 漸進はこころまる  
 ビジネス ▶ ビジネスニュース一覧  
 04月30日 18:06 1～3月期GDPは5～6%台の高成長も、個人消費と輸出がけん引  
 04月30日 18:02 セルシード、日本で「再生医療再生上皮シート」の特許成立  
 04月30日 17:58 東電の11年3月期経常利益予想-60.8%  
 04月30日 17:56 仏主要閣僚、5月日に半リシャ支援策について大総辯と協議＝大統領府  
 04月30日 17:55 インターコンチネンタル取引所、気候取引所を買取へ

▲ リアルタイムニュース発信 (Westlaw Japan ウェストロー・ジャパン)

しかし、このように収録範囲・機能が充実していても、裁判例すべてを検索できるわけではない。そもそも全裁判所の裁判のうち、判例集や雑誌、ウェブ

サイトに掲載される割合はほんのわずかであり、契約 DB に収録されるのは、主にそれらに掲載された判例情報だけなのである（一部独自収集情報あり⇒185頁）。しかも、DBには雑誌や判例集が発行・発信されてから収録されるため、数日から6か月のタイムラグが生じる。そのため、最新号の判例雑誌に掲載された判例は、DBでは検索できないということになる。

**契約 DB 検索の注意点**  
DBは、万能ではない!!  
DBを使ってもすべての判例は探せない。

また、DBに収録されている判例でも、使用したキーワードによっては検索できないことがある。これはキーワードの“言葉選び”に原因がある場合とDBの製作者が手を加えて、検索したキーワードを検索対象からはずしている場合がある。前者の場合は、あらかじめ同義語・類義語や略語・正式語の表記を調べて“言葉選び”を吟味したり、複数の言葉を掛け合わせるなどの検索技法の工夫が必要である。DBによっては、同義語を同時に検索してくれるものもある。

**キーワードによってはヒットしないこともある!**

後者は、プライバシー保護の目的で原告・被告などの当事者名や企業名、商品名などの固有名詞をあえて、検索できないような仕組みにしているという場

The screenshot shows the Westlaw JAPAN search interface. The search criteria are set to '民商' (Civil and Commercial) and '刑事' (Criminal). The search terms are 'プローチ' and '検索語間が'. The search results are displayed in a table with columns for '判例情報' (Case Information) and '判例全文' (Case Full Text). The search results are filtered by '判例情報' and '判例全文'. The search results are displayed in a table with columns for '判例情報' and '判例全文'.

▲ Westlaw Japan 検索画面

## 判例学習の A to Z

*A Guide to Understanding Judgements from A to Z*

---

2010年10月5日 初版第1刷発行

編著者 池田真朗  
著者 小林明彦  
        穴戸常寿  
        辰井聡子  
        藤井康子  
        山田文  
発行者 江草貞治

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町 2-17

発行所 株式会社 有斐閣  
電話 (03) 3264-1314 [編集]  
          (03) 3265-6811 [営業]  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

---

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2010, M. Ikeda, A. Kobayashi, G. Shishido, S. Tatsui,  
Y. Fujii, A. Yamada. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-12529-2

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。